

# 子どものいじめ問題に関する提言書

平成 2 2 年 3 月

岐阜市子どもの権利推進委員会

平成22年3月25日

岐阜市長 細江茂光様

岐阜市子どもの権利推進委員会  
会長 溝口博司

### 子どものいじめ問題に関する提言書

これまで本委員会は、社会問題化している「子どものいじめ問題」に関して平成20年度から4回の委員会と3回の作業部会を開催し、審議してきました。

いじめは誰にでも起こりうる問題で、もはや個人的な問題として放置できない人権侵害であり、いじめられた子どもにとってその後の人生に深い心の傷を残す場合が少なくありません。特に、近年パソコンや携帯電話などIT機器の発達・普及により、インターネットを使ったいじめが出現し、以前よりいじめの形態が複雑かつ深刻化している状況です。

このような状況において子どもの権利の保障を考えたとき、本委員会は「子どものいじめ問題」が最も喫緊かつ重要な問題であると判断し、この問題の解決のために何ができるのか、また、何が必要なのかを検討してきました。

その結果、子どもを取り巻く大人がどうするべきかについて委員会における様々な意見を集約し、以下のとおり5項目に取りまとめましたのでここに提言します。

- 1 「いじめ」を許さないための効果的な研修を実施すること
- 2 「いじめ」を予防する環境づくりに取り組むこと
- 3 「いじめ」の早期発見に努めること
- 4 「いじめ」に的確に対応すること
- 5 特にインターネット上における「いじめ」に適切に対応すること

#### 1 「いじめ」を許さないための効果的な研修を実施すること

子どもは、いじめられていても、その事実を保護者や教師など大人には言おうとしない心理があります。それを理解し、子どもを取り巻く大人たちは、いじめを受けている子どもが見せる徴候（サイン）を決して見逃さず、すぐにも適切な対応ができるようアンテナを常に高くしておくことが大切です。

また、現実に起きているいじめがいかに酷い人権侵害であるか、いじめられた子どもだけでなくいじめた子どもの人生にもいかに深い後遺症を残すかということ、学校や保護者、地域社会の誰もがよく理解して、いじめ根絶のため社会全体の問題として積極的に取り組んでいくことが大切であると考えます。

さらに、外国籍の子どもや障がいのある子どもがしばしばいじめの標的になりやすいという現実について理解を深め、適切な対応ができるようにしなくてはなりません。また、時としていじめられていることを自分のせいにして自らを責め、結果として自分を否定してしまったりする場合もあることを理解し、個々の子どもの特性に応じて対応する必要があります。

そのために、いじめが発生する諸要因について、以下に掲げる研修や正しく知る機会を積極的に設け、実施されることを要望します。

① 学校、家庭、地域社会などにおいては、それぞれの場に合わせた研修の方法を工夫すること。

ア 単に話を聞く研修会だけでなく、参加者全員が発言できるワークショップ形式の研修会などを取り入れることで、参加者が主体的に考えることができるよう配慮すること。

イ 研修会では、いじめの実態やいじめをテーマにした映画なども取り上げ、参加者の心に直接働きかけるよう配慮すること。

② 学校においては、初任者研修をはじめ普段から教師のスキルを高めるために定期的に数多く研修を続け、その内容についても「子どもの権利条約」、「岐阜市子どもの権利に関する条例」を学ぶ中で、いかにいじめを早期に見つけるかの研修を計画的に進めること。

ア いじめ問題を職員会議で話し合ったり、職員同士が日常的に情報交換したりする場を設けるように努めること。

イ いじめに対する研修を、年間計画に位置づけて繰り返し実施すること。

ウ いじめの対応に関する事例研究を取り入れるなど研修を工夫すること。

③ 家庭においては、保護者が家庭教育学級をはじめとしたPTA活動などを通じていじめの実態を理解し、次のような内容の研修に努めること。

ア いじめの酷さや、いじめは許されない行為であることを理解して子どもにはつきりと伝えることができる内容。

イ いじめの徴候（サイン）を決して見逃さないようにするため、何ができるのか具体的に考えられるようにできる内容。

ウ インターネットによるいじめの怖さを保護者が理解し、パソコンや携帯電話について、子どもに安全、安心な利用方法を確認し約束させてその後の使い方を見守るなど、携帯電話がいじめの道具に使われないように注意できる内容。

④ 地域社会においては、いじめの実態を理解し、地域の大人が何をすべきなのかについて分かりやすく理解できるように、各種会合の中でいじめをテーマとした研修を実施すること。

例えば、地域のスポーツ少年団での活動において、その指導者・育成者は、子ども

もの年齢の上下関係や技術の優劣などが原因となって、いじめが発生しやすい状況にあることを理解し、決していじめを見逃さないようにできる研修内容に努めること。

⑤ 行政においては、いじめを未然に防ぐための研修を効果的に実施できるよう研修の内容や方法を検討し、そのための支援を行うこと。

ア 学校、家庭、地域社会などに対し、行政主体の講演会や学習会を積極的に開催すること。

イ いじめ問題に関する資料や書籍、貸出用のビデオ・DVDの充実を図り、学校、家庭、地域社会においていじめに対する効果的な研修開催の支援ができるよう努めること。

## 2 「いじめ」を予防する環境づくりに取り組むこと

いじめが許されない行為であるということは当然のことです。しかし、もしいじめに無関心であったり、「いじめがあるのは仕方がない」とその存在を許容したりする意識が人々の中にある限り、いじめを根絶することはできません。

いじめを予防する環境をつくるためには、子どもたちがいじめは決して許されない行為であることを、普段の生活の中でできるだけ具体的に考えられるようにすることが大切です。例えば、「走るのが遅い」、「太っている」など、他の人と違うことを理由にして相手を嫌ったり、軽んじたりすることがいかに相手の心を傷つけることであるのかを、子どもたちが自ら考え、そのことを理由にいじめをすることに正当な理由が全く存在しないことを理解することが必要です。

また、子どもたちが、日常的な事例の中で何がいじめになるのかを考え、いじめとはどういうことかを実感することによって、初めて「いじめは許されない行為」であることを心に刻むことができます。単に道徳的な価値観を抽象的に教えるのではなく、いじめは絶対に許されない行為だということを子どもの心に共鳴させるべきです。

一方、いじめられている子どもが、自分自身を責めることなくありのままの自分を受け入れることで、自己肯定感をもつことも必要なことです。

子どもたち自身がいじめを予防するための取り組みを実践するとともに、大人もその取り組みを一つの場所や一つの組織内で留めることなく、他の学校や家庭、地域社会など、子どもを取り巻くすべての関係者と連携して実践することは非常に良い効果が得られると考えます。その際、大人の言動が子どもに直接影響を与えることを大人自身が自覚して、自らいじめに繋がる言動を戒めなければなりません。

このことにつき、各分野における以下の取り組みの実践例を参考に、創意工夫して取り組まれることを要望します。

### ① 学校における取り組み例

ア 学校全体で「いじめは許さない」宣言を行い、いじめに対して一丸となって取り組んでいる姿勢を示すこと。

イ 子どもにいじめは許さない機運を高めるために、「いじめは許さん隊」などを組織すること。

ウ 子ども自身でいじめを克服した事例を寸劇などで表現するなど、教師の支援を受けながら、自らいじめの解決策を考える取り組みを実践すること。

エ 学校間で連携し、中学校の生徒が同じ地域にある小学校に出向き、児童の前で「いじめ防止宣言」を行うこと。

オ 子どもが「うざい」「きもい」「死ね」などの言葉を使わないように、各中学校区で組織する「児童生徒を育てる連絡協議会」などで確認し、家庭、地域社会と連携して取り組みを進めること。

※「児童生徒を育てる連絡協議会」とは、小中高等学校並びに地域団体関係者が一体となって青少年の健全育成、非行防止に努めることを目的にして中学校区を単位に結成されている組織。

カ 子どもが自分に自信をもち、自分の周りにいる子どもを大切にする気持ちを高めるため、一人ひとりの良い所をパソコンに登録して情報を共有したり、掲示板などで他の子どもに知らせたりする取り組みを行うこと。

## ② 家庭における取り組み例

ア 子どもとの会話を重視してできるだけ積極的に意思疎通を図り、子どもが保護者の存在を常に近くに感じられるように努めること。

イ 子どものために料理を作り、また一緒に食事をすることを大切にし、子どもが愛されて育ったという実感をもつことができるように努めること。

ウ 子ども自身が町内や隣近所の人に気軽に話しかけたり顔なじみになったりして、地域社会で認知され見守られる環境をつくるために、日ごろから保護者が地域社会に参加し、その姿勢を子どもに見せていくように努めること。

## ③ 地域社会における取り組み例

ア いつも見かけるすべての子どもにあいさつをして、地域の大人が子どもにとって「知らない人」から「顔見知りの人」となるように努めること。

イ 自治会及び各種団体などで、子どもが幼い頃から保護者と一緒に参加できる活動を多く実施するように努めること。

## ④ 行政における取り組み例

市の広報紙などで、「いじめの事例」を掲載し、多様化するいじめの実態を広く知らせること。

### 3 「いじめ」の早期発見に努めること

いじめを早期に発見するには、保護者をはじめ子どもと接する周りの大人たちが日常的に子どもの様子に関心を持ち、わずかな子どもの変化にも注意を払っていくことが基本です。

いじめられているときに子どもがとる行動として、一つには、外部の相談機関に相談する、二つには、家族や友だち、自分と面識のある大人（学級担任、保健室の養護教諭や学校相談員など）に相談する、三つには、何も言わずに黙っているということが挙げられます。

外部機関による相談は、法務局が開設する「子どもの人権 110 番」をはじめ、各種団体において、電話や手紙、電子メールなどの方法で精力的に行われています。誰かと相談する勇気のある子どもには、できるだけ相談の場を充実して少しでも相談しやすい方法を考えることが早期発見の対策として有効です。

しかし、いじめの事実を隠そうとする子どもには、周りの人間がいかにか積極的にいじめを発見するかということが課題となります。そのためには、子どもにとって身近な人を子どもの近くに多く配置したり、相談しやすい雰囲気づくりや体制をつくったりすることが考えられます。

すでに学校においては、「スクールカウンセラー」や「スクール相談員」が派遣され、いじめ問題を解決するうえで保護者からの相談の需要も多くなっており、保護者との信頼関係を強くすることに役立っています。また、「ほほえみ相談員」は不登校状況にある子どもの家庭を訪問し学習などの支援を行うことが主な活動ですが、不登校の要因がいじめである場合も多いことを考えると、非常に身近で話がしやすい存在であり、いじめを早期に発見するには心強い存在です。

地域社会においては、登下校の際などに、子どもの安全面の見守りをする「見守り隊」などの各種団体やボランティア団体が活動されていますが、これもいじめを発見するのに有効な存在です。

こうしたことから、次に掲げる方策を要望します。

- ① 学校においては、日常的な教育相談の体制を確保するために、スクールカウンセラーやスクール相談員、ほほえみ相談員を校内組織に機能させ、連携を強化すること。
- ② 家庭においては、帰宅後の子どもの様子や家庭内での子どもの言動に日頃から注意し、子どもの変化に気づいたらすぐ学校や相談機関などに相談する姿勢をもつこと。その際、子どもに対する見守りは家族ぐるみで行うこと。
- ③ 地域社会においては、特定の子どものいつもふざけあいの中で標的になったり、負担を強いられたりしているなど、対等な人間関係ではないと気づいた場合、子どもを見守る活動をする諸団体やボランティア団体のみならず、周囲の大人が声をか

けて注意したり、学校に連絡したりして、いじめを見つけるための積極的な行動に努めること。また、注意をした子どもに対しても引き続きその後の行動を見守るよう配慮すること。

- ④ 行政においては、スクールカウンセラーやスクール相談員の勤務時間の拡大や、ほほえみ相談員の増員に努めること。

#### 4 「いじめ」に的確に対応すること

子どもがいじめられているのではないかという情報を受けたとき、関係者はいじめの内容を正確に把握して素早く対応する必要があります。いじめを克服していくのは子ども自身ですが、そのためには、保護者と学校がいじめに対して早期解決のため歩調を合わせて積極的に対応していくべきです。

いじめが子ども同士の間で発生することから、いじめ問題はすべての情報を学校に集約して、学校の主導で検討して解決していくことが望ましいと考えますが、保護者と学校の信頼関係があって初めて、把握されたいじめについて正しい判断ができ、互いに今後の対応方法について検討することが可能になります。

そのために、次のような方策を要望します。

- ① いじめの発生が学校の内であるか否かを問わず、いじめ問題への対応について、学校長が中心となり、教育委員会の協力を得ながら地域社会や関係機関とも連携して情報交換に努めるとともに、今後の対応策や解決策を検討すること。
- ② いじめは、表面的に終息したように見えても実際には解決できていない場合がしばしばあることから、学校、家庭において、いじめ問題が解決した状態を慎重に見極め、いじめられている子ども自身が「いじめ問題は解決した」とはっきり納得するまで粘り強く対応すること。

#### 5 特にインターネット上における「いじめ」に適切に対応すること

携帯電話やパソコンの普及により、近年はネット上のいじめが問題となっています。それは、匿名性を利用した悪質ないじめであり、いじめの被害が容易に拡大し頻繁に繰り返される可能性が高くなっています。

インターネット上でのいじめを監視するために、教育委員会が中心となり学校裏サイトなどの点検を行ったり、各学校でも担当する教師が削除依頼などの対応をしたりしています。しかし、インターネット上におけるいじめが非常に増加している社会状況の中で、現状のままの対応では限界があります。

そこで、次に掲げる方策を要望します。

① ネット上のいじめに対する監視機関を設けること。

教育委員会など行政の内部に、学校裏サイトなどに対するネットの監視を専門に行なう組織または担当を設置するか、もしくは行政がITボランティア団体などと協働して監視を実施すること。

子どものいじめ問題については、これまでも学校をはじめ、家庭や地域社会などにおいて、その解決のために様々な取り組みがなされてきました。しかしながら、そのような中で私たちは、「いじめは絶対許さない」という強い気持ちのもと、子どもを取り巻く関係機関やすべての大人がいじめに関心を持ち、「岐阜市子どもの権利に関する条例」に謳われている子どもの権利を保障するために、それぞれの責務を自覚して、お互いの連携に努めることが大切であると考えます。

今後、この提言書が、子どものいじめ問題の解決に貢献し、子どもを総合的に支援する組織の設置をはじめ、人を大切にする教育立市をめざす岐阜市政に反映されることを望みます。

岐阜市子どもの権利推進委員会

会 長	溝 口	博 司
副会長	白 幡	久美子
委 員	後 藤	孝 雄
委 員	川 部	誠
委 員	松 原	登
委 員	山 田	敏 美
委 員	久 世	美由喜
委 員	高 野	郁 子
委 員	長 縄	良 樹
委 員	大 庭	敏 夫
委 員	原	美智子
委 員	加 藤	大 武
委 員	高 橋	幸 代
委 員	渡 辺	怜 子
委 員	水 野	智 美

(氏名：順不同)